

「ヘルプマーク」を配布します

ヘルプマークとは、かばんなどにつけて、援助や配慮が必要であることを周囲に一目で知らせることができる、助け合いのしるしです。

外見からは分からなくても、援助や配慮を必要としている人がいます。ヘルプマークを見かけたら、声かけなど「思いやりのある行動」をお願いします。

対象 義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としている人

※障害者手帳の有無などの条件はありません

配布場所 福祉課
社会福祉協議会
その他 原則1人1個を希望者に無償で配布します。家族や支援者など、代理人を通じての受け取りも可能です。趣旨に沿った適正な利用をお願いします。

ヘルプカード
ヘルプカードは、緊急連絡先や配慮してほしい内容、伝えたい情報を記入できる仕様となっており、財布やケースに入れて持ち歩くことができます。市ホームページに様式を掲載していますので、自由に印刷してご利用ください。

問合せ 福祉課 ☎ 73・8020

がん患者アピアランスサポート事業

がん治療に伴う外見の変化による心理的負担を軽減するため、補整具の代金の一部を助成します。

対象 次の①～④を全て満たす人がある人

- ①申請日において、市に住民票がある人
- ②がんと診断され、治療を受けた、または治療中の人で、1年以内に補整具を購入した人
- ③市税の滞納がない人
- ④同一年度と同様の助成を受けていない人

対象となる補整具
ウィッグやヘア帽子、補整下着 など

補助金額 購入金額の半額（上限2万円）

必要書類
申請書、領収書（内容・購入日・金額が分かるもの）、がん治療を受けたことが分かる書類、通帳（申請者と同一名義のもの）

申請方法 健康長寿課へ持参 または郵送

その他 6月から、年度ごとに1回申請できるようにしました。詳しくは、ホームページをご確認いただくか、健康長寿課へお問い合わせください。

問合せ 健康長寿課
☎ 73・8023

▲ ホームページ

「あわらde盆ダンス☆」「民謡のタベ」踊り手募集

あわら湯かけまつり「あわらde盆ダンス☆」「民謡のタベ」で、一緒に踊りませんか？合計6種類の踊りを動画で練習して、当日はぜひ一緒に踊りましょう！

「あわら湯かけまつり」とき 8月9日（日）

①あわらde盆ダンス☆
19時30分～20時
②民謡のタベ
20時～20時30分
あわら湯のまち駅前ロータリー

曲目
おジャ魔女カーニバル、芦原音頭ほか



▲ 民謡のタベ練習用動画



▲ 盆ダンス練習用動画

申込み あわら湯かけまつり実行委員会
※あわらde盆ダンス☆は自由参加型です。
※民謡のタベは、人数把握のため事前申し込みをお願いします。なお、当日参加も可能です。

問合せ 民謡部会（事務局：芦原温泉旅館協同組合）
☎ 77・2040

中学生議会開催

芦原・金津中学校の3年生16人が中学生議員として登壇し、探究学習の成果をもとに、市の課題を自分たちで見つけ、その解決策や意見を発表します。

当日の様子はYouTubeで生配信します。未来を担う中学生議員の雄姿を、ぜひご覧ください。

とき 7月29日（水）
9時30分～12時

ところ 市役所3階 議場

問合せ 議会事務局
☎ 73・8045



▲ YouTube



▲ ホームページ

「あわら暮らし応援商品券」忘れずにご利用ください！

「あわら暮らし応援商品券」の利用期限は8月末までとなっています。忘れずにご利用ください。

取扱店は随時更新しています。最新情報は市ホームページをご覧ください。

問合せ 商工労働課
☎ 73・8030



▲ ホームページ



国民年金加入者の皆さんへ大切なお知らせ

区分	所得金額
全額免除	（扶養親族等の数＋1） ×35万円＋32万円
4分の3 免除	88万円 ＋扶養親族等控除額 ＋社会保険料控除額等
半額免除	128万円 ＋扶養親族等控除額 ＋社会保険料控除額等
4分の1 免除	168万円 ＋扶養親族等控除額 ＋社会保険料控除額等
納付猶予	（扶養親族等の数＋1） ×35万円＋32万円



▲ ホームページ

保険料の免除および猶予制度
経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

要件
本人、配偶者および世帯主（猶予の場合は本人および配偶者）の前年所得合計が次の表の金額以下であること。

※所得の申告をしている必要があります。
※納付猶予が認められるのは、50歳未満に限りです。

免除等の対象となる期間
・申請日から過去2年1カ月
・申請した翌年の6月まで

例えば、付加保険料を10年間納付した場合、付加年金2万4,000円（年額）が老齢基礎年金に上乗せされます。つまり、年金を2年以上受け取ると、納めた付加保険料分よりも多く受け取れるため、大変お得です。

付加保険料を納めるには申し込みが必要で、申し込みをした月から付加保険料を納付することになります。

ただし、国民年金基金に加入している人は、付加保険料を追加することができません。

対象
第1号被保険者および任意加入被保険者（国民年金基金に加入している人を除く）

持ち物
基礎年金番号が分かるものまたはマイナンバーカード、本人確認書類

申込み 市民課 ☎ 73・8015

お得な付加年金
毎月の保険料に付加保険料（月額400円）を追加で納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金額（年額）
＝200円×付加保険料納付月数